



福島医発第 204 号 (地)

令和 5 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」及び「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」の廃止について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについては、下記の通知等により示されてきたところです。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけを変更するとされたことを踏まえ、同変更がなされた場合、同日付けで下記の通知を廃止する旨、連絡がありました。

また、事務連絡廃止後においては、医療機関の寝具類の洗濯については、引き続き「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知)及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日付け第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知)を遵守いただきたいとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・厚生労働省医政局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」(令和 3 年 2 月 17 日付福島医発第 2944 号 (地) にてご連絡済み。)
- ・厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 18 日付福島医発第 497 号 (地) にてご連絡済み。)

令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 釜 菴 敏

常任理事 今村 英仁

（公印省略）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」及び「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」の廃止について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関の寝具類の洗濯については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）に基づき行われてきておりますが、新型コロナウイルス感染症の発生以降、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについては、下記の通知等により示されてきたところです。

- ・厚生労働省医政局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（以下「局長通知」。（令和 3 年 2 月 9 日付（地 515）（健Ⅱ 480）にてご連絡済み。）
- ・厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（以下「事務連絡」。（令和 2 年 4 月 28 日（地 77）（健Ⅱ 75）にてご連絡済み。）

今般、政府により新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけを変更するとされたことを踏まえ、同変更がなされた場合、同日付けで上記の局長通知及び事務連絡は廃止することとされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発 0330 第 91 号

令和 5 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保健所設置市長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて（廃止）

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和 3 年 2 月 8 日付け医政発0208第 5 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示していたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」、「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされたところです。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日付けで局長通知を廃止することとしましたので、貴管下の医療機関等に対し、本通知の周知徹底をお願いします。

あわせて、局長通知廃止後においても、医療機関の寝具類の洗濯については、引き続き「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守するよう医療機関等に対し周知徹底をお願いします。

また、本通知の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

事 務 連 絡
令和5年3月31日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて（廃止）

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯の取扱いについては、「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により示しております。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」、「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされたところです。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合、同日付けで事務連絡を廃止することとしましたので、貴管下の医療機関等に対し、本事務連絡の周知徹底をお願いします。

あわせて、事務連絡廃止後においても、医療機関の寝具類の洗濯については、引き続き「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守するよう医療機関等に対し周知徹底をお願いします。

また、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

**「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」
(令和2年4月24日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)
新旧対照表**

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて <u>(廃止)</u> 」 <u>(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)</u>	「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」 (令和2年4月24日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)
1～3 (中略) <u>(廃止)</u>	1～3 (中略)
別紙1 <u>(廃止)</u>	別紙1 新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について (お客様へのお願い)
	【1】病院内での消毒 (以下「一次消毒」という。)のお願い 以下のいずれかの方法により病院内での消毒をお願いします。 ・平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について (抄)」の別添2及び一般社団法人日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン (第7版)」のそれぞれの一部を準用して行う消毒方法による。 A : 熱水消毒 (80° C・10分) B : 0.05% (500ppm) ～0.1% (1,000ppm) の次亜塩素酸Na溶液に30分間浸漬後、洗濯。 (浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。) * <上記Bの溶液濃度の参考例> 例えば、市販の6%の塩素系漂白剤 (ハイター・ブリーチ等) を利用する場合、2ℓの水に対して20cc (ペットボトルキャップ4杯程度) で、0.06% (600ppm) になります。 (なお、この溶液に30分間浸漬後、洗濯も可)

(注1) 病院内で上記のA又はBの一次消毒を実施するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を0.05% (500ppm) の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

(注2) 病院内で消毒済みの寝具類については、上記の(注1)とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き二重に密閉、外側を0.05% (500ppm) 次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して、「消毒済み」「病院名」「新型コロナウイルス」と明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

【2】上記【1】の代替案

本来は、上記のA又はBの処理が病院内で行われることが大原則ですが、設備的な理由や人員確保の面などで困難な場合は、以下の方法も参考にしてください。

C：寝具類を水溶性バッグ (P V Aフィルム等) に入れ、しっかりと口を締め、更にそれをビニール袋に入れて、二重に密閉した状態で外側を0.05% (500ppm) の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

D：寝具類に含有率70%以上のエタノールを、近距離でまんべんなく吹き付けした上で、ビニール袋で二重に密閉し、外側を0.05% (500ppm) の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

E：寝具類をビニール袋で二重に密閉し、感染の危険のある旨を表示の上、外側を0.05% (500ppm) の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

ただし、病院内の設備的な理由や人員確保の問題などで、どうしても上記A～Dの処理を病院内で行うことができない場合に限り、病院様と会員さんとの間で十分に話し合っ双方合意の下、今回の新型コロナウイルスの取扱いに限っての覚書等を取り交わすなどにより対応するようお願いします。

	また、この処理に当たっては、特に病院様には会員さんの配送や洗濯工場に従事する方々の安全面の確保にご理解をいただくようお願いいたします。 F：病院内でA～Eの処理も困難な場合は、廃棄物として適切に処理し洗濯委託業者にその内容、廃棄した寝具類の品名や数量を報告してください。 （注1） C～Eの方法による場合は、「未消毒」「病院名」「新型コロナウイルス」を明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。 洗濯工場における留意事項 受託者の従業員については、マスク、手袋、ゴーグル、予防衣（又は前掛け等）等の個人防護具を必ず着用してください。 （別紙2） ○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知） 第三 業務委託に関する事項 8 患者等の寝具類の洗濯の業務（新省令第九条の十四関係） （1） 業務の範囲等に関する事項 イ 委託できる寝具類の範囲 病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。 ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。 ○病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
--	--

別紙 2

(廃止)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

(2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)。

(別添 1) 病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第二 管理

3 寝具類の管理及び処理

(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。

① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。

別紙 2

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1 理学的方法

(1) 蒸気による消毒

蒸気滅菌器等を使用し、一〇〇℃以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、一二〇℃以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。

	(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。 2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。 (2) 熱湯による消毒 八〇℃以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。 (注) 1 温度計により温度を確認すること。 2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。 2 化学的方法 (1) 塩素剤による消毒 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇ppm以上の水溶液中に、三〇℃で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇ppmを下らないこと。) (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。 (2) 界面活性剤による消毒 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。 (注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。 (3) クロールヘキシジンによる消毒 クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。 (注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。 (4) ガスによる消毒 ① ホルムアルデヒドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六g以上及び水四〇g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。 ② エチレンオキシドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は1kg/cm²まで加圧し五〇℃以上で一時間
--	---

	三〇分以上作用させること。 ③ オゾンガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT値六〇〇〇ppm・min以上作用させること。 また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成十九年三月三十日付医政経発第〇三三〇〇〇二号厚生労働省医政局経済課長通知）を遵守すること。 (注) 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。 2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。
--	---

なお、事務連絡廃止後においても、医療機関の寝具類の洗濯については、引き続き「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守するよう医療機関等に対し周知徹底をお願いします。

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

(2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)。

(別添1)病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第二 管理

3 寝具類の管理及び処理

(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。

① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。

(別添2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1 理学的方法

(1) 蒸気による消毒蒸気滅菌器等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、120℃以上の湿熱に20分間以上作用させること。

(注)

1 温度計により器内の温度を確認すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

(注)

- 1 温度計により温度を確認すること。
- 2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。

2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に、30℃で5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒

クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

(4) ガスによる消毒

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 7 時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で 50℃以上で 4 時間以上作用させるか、又は 1 kg/cm²まで加圧し 50℃以上で 1 時間 30 分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、C T 値 6000pm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成 19 年 3 月 30 日付医政経発第 0330002 号厚生労働省医政局経済課長通知）を遵守すること。

(注)

1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。

(5) 過酢酸による消毒

過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分間以上、又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以上で 10 分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるので留意すること。